

1997年 (平成9年) 1月15日号

(特別号)

No.716

毎月1日・15日発行

発行/芦屋市役所(広報課)

☎0797-31-2121

〒659 兵庫県芦屋市精道町7番6号



遠くまで響け、童の歌声 (昨年11月に芦屋市で初めて開かれた保育フェスティバルから)

▽ 阪神・淡路大震災から二年

## 復興への 新たな誓い

### 阪神・淡路大震災 芦屋市犠牲者追悼式

阪神・淡路大震災から二年を迎えるにあたり震災の犠牲となられたかたがたの御霊をお慰めし、哀悼の意を捧げるため、芦屋市犠牲者追悼式を行います。

●日時 一月十九日(日)

正午～午後一時三十分

●会場 県立芦屋南高校体育館

・ご遺族の皆さまには、すでに案内状をお送りしています。

・一般のかたの弔意は、追悼式終了後三時まで、同所で受け付けます。

・会場には駐車場がありませんので、バスなどをご利用ください。

問い合わせ 秘書課 ☎2000

### 阪神・淡路大震災犠牲者追悼式典 (兵庫県)

●日時 一月十七日(金)

午前十一時五十分～午後一時

●会場 兵庫県公館

(神戸市中央区下山手通4-4-1)

\*会場の都合により、式への参列はご案内させていただいたかたに限らせていただきます。

#### 記帳

受付日 一月十七日(金)

会場・時間 兵庫県公館 午後一時三十分～九時

・各県民局 午前九時～午後五時

・神戸市立神戸生田中学校(兵庫県公館南)

午前九時～午後一時三十分

一月十七日(金) 正午のサイレンを合図に、一分間の黙とうを行いますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 阪神・淡路大震災犠牲者追悼式典実行委員会

☎078-136213042





震災関連

# 融資・給付

## ■生活支援金 支給額10万円 平成9年3月31日まで

- 対象  
次のいずれにも該当する世帯のかた（平成7年1月17日現在）  
1世帯1回限り（世帯の認定は、住民票上の世帯と異なる場合があります）  
①震災時芦屋市内で住んでいた住家が、全壊・全焼・半壊・半焼のいずれかの被害にあり、第1次の住家損壊見舞金を受領していること  
②世帯員のいずれもの総所得金額と山林所得の合計額が、690万円以下であること（一時金として受け取った生命保険金、土地等の譲渡所得のうち、分離課税分は所得に合算しません）
- 申請書類（①以外は写し）  
①交付申請書 ②身分証明書（運転免許証・健康保険証などの公的機関の発行したもの） ③振込先確認用預金通帳（銀行名、支店名、支店番号、口座番号、口座名義人の記載のあるページ）  
\*②③は申請者（世帯主に限る）のもの  
\*震災当日、芦屋市に住民票・外国人登録のないかたは、平成7年1月17日現在の世帯員全員の住民票または外国人登録済証明書を添付  
\*平成8年1月1日現在、芦屋市外に居住し芦屋市から市県民税を課税されていない世帯員のかたは、課税されている市町村発行の8年度の市県民税（7年分所得）の課税証明書または平成7年分の市県民税決定通知書の写しを添付（7年分の確定申告の写し、源泉徴収票も可）  
\*その他にも書類を追加していただく場合がありますのでご了承ください
- 申請方法  
申請用紙に同封している封筒に入れて郵送してください
- 支給方法  
申請内容を確認後、承認されたかたには記載の口座（銀行・信用金庫等）に振り込みます（通知はしません）。不承認のかたには書面で通知します

## ■住宅関係 支給額30万円 平成10年3月31日まで

- 対象  
震災により住家が、全壊・全焼・半壊・半焼した世帯で、主たる生計維持者（世帯で一番所得の多いかた）の年間総所得金額および山林所得金額の合計額が1000万円を超えない世帯のうち、次の区分のいずれかに該当する場合（3区分のうちいずれかひとつだけ申請できます）  
①持ち家修繕助成  
震災以前から住んでいた住宅（店舗は含まない）の所有者が修繕し、その費用が200万円（消費税を含む）を超えた場合  
②民間賃貸住宅入居助成  
民間賃貸住宅（公社・公団を含む）に入居した場合（3か月以上の契約が必要） \*仮設住宅、市営・県営の公営住宅、社員寮、社宅、学生寮は対象になりません  
③持ち家再建助成  
自身で住むための住家を新築または購入した場合で、その費用が200万円（消費税を含む）を超えた場合
- 申請書類  
交付申請書のほかそれぞれの区分に必要な書類（詳しくは申請書参照）
- 申請方法  
申請用紙に同封している封筒に入れて郵送してください
- 支給方法  
申請内容を確認後、承認されたかたには記載の口座（銀行・信用金庫等）に振り込みます（通知はしません）。不承認のかたには書面で通知します
- 問い合わせ  
保健福祉部総務課課係 精道町7-6 ☎38-2041

## 生活復興資金貸付

## ■兵庫県生活復興資金

- 対象  
次の①～⑤の条件をすべて満たすかた 1世帯1回限り  
①世帯主または世帯の主たる生計維持者  
②県内の市町で全・半壊（焼）の、り災証明書の発行を受けたかた  
③前年の年間総収入が100万円以上で、総所得金額が690万円以下のかた（生活保護世帯のかたは事前に福祉事務所にご相談ください）  
④申し込み時の年齢が満20歳以上のかた  
⑤当貸付金の返済が可能と判断されるかた（審査・貸付は金融機関が行います）
- 貸付金の使途  
家財等購入費、保健医療費、教育費等の生活復興のため
- 貸付金額・利率  
10～100万円 1万円単位。年3%（利子補給により実質無利子）
- 償還期間 6年以内で、うち1年以内据え置き可能
- 連帯保証人 連帯保証人1人が必要
- 受付期限 平成11年3月末まで
- 用紙配布  
「兵庫県生活復興資金貸付金の申込に係る確認依頼書」および「兵庫県生活復興資金貸付制度のご案内」パンフレットは、県庁生活復興推進課、各県民局、フェニックスプラザ、阪神間各市・区役所、各取扱金融機関窓口にあります。本市では、市役所受付、打出教育文化センター、市民サービスコーナーにあります
- 貸付を受けるための手順  
①市町で確認を受ける  
被災した市町で「兵庫県生活復興資金貸付金の申込に係る確認依頼書」により確認書の発行を受ける。添付書類として下記のア～エが必要ですが、世帯主および世帯全員の記載のある住民票または外国人登録済証明書イ、市町発行の所得証明書ウ、り災証明書（写し可）エ、申込者が世帯主でないが主たる生計維持者の場合は、世帯員全員の所得証明書  
\*添付書類は、確認書と一緒に返却します  
②金融機関（県内のさくら・みどり・阪神・但馬銀行、農協、労金）に貸付を申し込む  
・確認書（ア～エの添付書類を含む）  
・申込者の印鑑証明書と実印  
・連帯保証人の印鑑証明書と実印および市町発行の所得証明書を持参し、連帯保証人同行のうえ、取扱各金融機関へ

確認依頼書の受け付け  
保健福祉部総務課課係 精道町7-6 ☎38-2041  
問い合わせ・確認依頼書の請求先  
兵庫県生活復興推進課 ☎078-362-4022

## ■持ち家の建設・購入に対する利子補給

- 対象  
次の①～③の条件をすべて満たすかた  
①阪神・淡路大震災の被災者で持ち家を解体したかた  
②年収が1431万円（給与所得者以外は1200万円）以下のかた  
③床面積125㎡（被災住宅の床面積が125㎡を超えていた場合は、その面積）以下の住宅を建設・購入したかた
- 利子補給の内容  
期間はいずれも5年  
①公的融資  
住宅金融公庫資金融資…限度額1140万円、利子補給率2.5%  
住宅都市整備公団割賦償還融資…限度額1140万円、利子補給率2.5%  
年金福祉事業団住宅融資…限度額1000万円、利子補給率2.5%  
住宅新築資金貸付金…限度額1140万円、利子補給率2.5%  
ひょうご県民住宅復興ローン…限度額800万円、利子補給率1.65%  
元金据置期間は2.15%  
芦屋市災害復興住宅特別融資…限度額800万円、利子補給率1.65%  
元金据置期間は2.15%
- ②民間住宅融資  
限度額1140万円、利子補給率1.925%（ただし融資利率を限度）
- 申請先 融資を受けた金融機関へ

## 住宅支援（利子補給）

## ■芦屋市災害復興住宅特別融資制度（個人向け）

- 申し込み資格  
次の①～④の条件をすべて満たすかた  
①阪神・淡路大震災の被災者で、市内に自らの住宅を建設・購入または改良する人  
②市県民税・固定資産税（納税義務のある人）を完納している人  
③取扱金融機関の定める融資条件に適合する人  
④最終償還時の年齢が75歳未満で、申し込み時に金融機関の指定する生命保険に加入できる人  
\*金融機関により取り扱いに違いがあります
- 限度額・償還期間・利率・返済方法など  
①新築住宅を購入または建設する場合  
1500万円以内、25年、3.3%、元金3年間据置、借入額600万円以下に対する保証料は市負担、それ以上は自己負担  
②中古住宅を購入する場合  
1000万円以内、20年、3.3%、元金3年間据置、借入額600万円以下に対する保証料は市負担、それ以上は自己負担  
③住宅を改良する場合  
600万円以内、10年、2.5%、元金1年間据置、保証料全額市負担  
\*融資額は100万円以上融資限度額以内。  
ただし総借入額は評価額の80%以内が限度となり、10万円未満は切り捨てとなります。また償還月額によっても限度額の制限があります  
\*償還期間中は固定金利です。ただし利率は変更することがあります
- 金融機関の融資条件  
①返済方法 元利均等月賦償還（ボーナス併用可）  
②償還月額（年間収入額の40%以内）×12分の1  
年取400万円以下の場合は25%～35%以内  
③融資実行 原則として、抵当権設定登記がすべて完了した後  
④担保 該当物件（土地を含む）に抵当権を設定します  
⑤保証 指定する保証会社の保証が必要です  
⑥火災保険 指定する保険に加入していただきます（質権を設定します）  
⑦生命保険 指定する保険に加入していただきます
- 受付期間  
平成9年3月31日まで 月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前9時～正午、午後1時～5時  
\*受付期間は改正される予定です。改正され次第本紙でお知らせします

問い合わせ  
住宅課 ☎31-2061  
芦屋総合住宅相談所 ☎31-6927  
市役所内サービスコーナー ☎38-2025

## ■大規模補修に対する利子補給

- 対象  
次の①～③の条件をすべて満たすかた  
①阪神・淡路大震災の被災者で持ち家を補修したかた  
②年収が1431万円（給与所得者以外は1200万円）以下のかた  
③500万円（住宅新築資金は490万円）以上の借り入れをしたかた
- 利子補給の内容  
期間はいずれも5年  
①公的融資  
住宅金融公庫資金融資…限度額830万円、利子補給率2.5%  
年金福祉事業団住宅融資…限度額830万円、利子補給率2.5%  
住宅新築資金貸付金…限度額830万円、利子補給率2.5%  
ひょうご県民住宅復興ローン…限度額800万円、利子補給率1.65%  
芦屋市災害復興住宅特別融資…限度額600万円、利子補給率1.65%
- ②民間住宅融資  
限度額830万円、利子補給率1.925%（ただし融資利率を限度）
- 申請先 融資を受けた金融機関へ
- 問い合わせ  
住宅課 ☎31-2061  
芦屋総合住宅相談所 ☎31-6927  
市役所内サービスコーナー ☎38-2025

## 住宅支援（融資）

## ■民間賃貸住宅入居者に対する家賃補助

- 対象者  
次の①～③の条件をすべて満たすかた  
①阪神・淡路大震災の被災者で震災時の住宅が滅失（解体）したかた  
②世帯の所得月額が31万7000円以下であること  
③基金のほかの支援制度（利子補給等）を利用していないかた
- 対象となる住宅  
次の①～③の条件をすべて満たす住宅  
①兵庫県内にあること  
②住戸専用面積が25㎡以上あること  
③専用の浴室、台所、便所を備えている民間賃貸住宅（公団、公社の一般賃貸住宅も対象となる）であること  
\*①～③の条件は改正される予定です。改正され次第、本紙でお知らせします

■補助額

補助額（月額）	平成8年度	9年度	10年度	11年度
家賃6万円以上	3万円	3万円	2万円	1万円
家賃6万円未満	家賃の1/2	家賃の1/2	家賃の1/3	家賃の1/6

- 申請手続  
家主（経営者）、入居者（入居予定者も含む）、市で三者協定を結びます
- 申請先 住宅課へ

## ■二重ローンに対する助成

- 対象者  
次の①～④の条件をすべて満たすかた  
①阪神・淡路大震災の被災者で持ち家を解体したかた  
②年収が1431万円（給与所得者以外は1200万円）以下のかた  
③平成7年1月17日現在の住宅ローン（旧ローン）の未償還残高が400万円以上のかた  
④平成7年1月18日以降に、住宅の建設・購入のため住宅ローン（新ローン）の借り入れをしたかた
- 助成金の額  
旧ローンの未償還残高、年収などに応じて算定され、新ローンの融資を受けた後、6～10年目の5年間に20～200万円が分割して交付されます
- 申請先 融資を受けた金融機関へ

問い合わせ  
住宅課 ☎31-2061  
芦屋総合住宅相談所 ☎31-6927  
市役所内サービスコーナー ☎38-2025

## ■優良建築物等整備事業

- 震災復興事業として、一定条件を満たすマンションの建て替えや、敷地を共同化して建物を建てる場合などに調査設計画費、土地整備費、建物整備費の一部を補助する制度です。
- 補助の対象となる事業  
①マンション建て替えタイプ  
10人以上の区分所有者が被災した分譲マンションを建て替える場合  
ただし狭小道路の拡幅や公開空地を設置するもの（震災特例：地区面積1000㎡未満は5人以上）  
②共同化タイプ  
2人以上の地権者が敷地を共同化して建物を建てる場合  
ただし地権者が2人の場合は200㎡未満の狭小または不整形の敷地を含むこと  
③市街地環境形成タイプ  
建築協定、地区計画等に従って建物を建てる場合
- 補助額  
補助対象事業にかかる費用のうち原則として5分の4以内。ただし限度額があります（震災特例：補助率の適用期限は平成10年3月31日まで）

問い合わせ  
都市整備課住宅事業担当 ☎38-4582

## 優良建築物

## 住宅支援（家賃補助・二重ローン）

\*融資・給付制度の案内は次のページに続きます



## 芦屋市既成市街地宅地防災工事資金融資<sup>あっせん</sup>制度

芦屋浜の液状化やがけ崩れ、土砂の流失などの被害を受けた既成宅地の所有者が、防災工事を行うにあたり住宅金融公庫から融資を受けた場合、その工事資金の不足分について、金融機関へ融資の斡旋を行う制度です。

### ■対象 次の①～⑦の条件をすべて満たすこと

- ①自己の用に供するため、既成宅地の防災工事を行うかた
- ②急傾斜地等について県知事から勧告または改善命令を受けているかたで当該勧告を受けた日から2年以内または当該命令を受けた日から1年以内のもの
- ③液状化被害を受けたかたで液状化被害を受けた日から2年以内のもの
- ④住宅金融公庫の災害復興宅地資金融資および宅地防災資金融資を受けることができるかたであって、同融資の申し込みを行ったかた
- ⑤融資金の償還・利息の支払いについて十分な支払い能力を有するかた
- ⑥市税を滞納していないかた
- ⑦金融機関の融資基準に適合するかた

### ■申し込みができる工事

擁壁または排水施設の設置・改造、地盤の沈下を防止するための工事

### ■融資あっせん額

工事費から住宅金融公庫融資額を控除した額で500万円以内

### ■融資条件

償還期間…15年以内 融資利率…年3.0%  
償還方法…元利均等毎月償還（ボーナス併用可）

### ■利子補給（財）阪神・淡路大震災復興基金より年3.0%、5年間

## 宅地防災工事融資

問い合わせ  
開発指導課

## 共同住宅再建支援

## 芦屋市被災共同住宅再建支援事業助成制度

民間共同住宅で、共同でその再建を図ろうとする合意形成を支援するため、再建事業の着手までに必要な調査費用等の一部を助成します。

### ■対象となる団体 次の①②の条件をともに満たすこと

- ①建て替えの対象となる共同住宅の区分所有者または震災の日の前日に区分所有者であった人の3分の2以上（かつ10人以上）で構成されている団体であり、規約を備えていること
- ②団体の活動内容および成果を構成員全員に周知する体制を備えていること

### ■対象となる再建事業 次の①②の条件をともに満たすこと

- ①市に全壊または半壊と判定された共同住宅であり、再建事業の敷地面積が500㎡以上あること
- ②次の基準を備えた建築物であること
  - ・3階以上の建物
  - ・耐火建築物である
  - ・風俗営業、風俗関連営業でないもの
  - ・幅員6m以上の道路に4m以上接していること
  - ・近隣の環境に配慮し、良好な景観形成と一体となった建築物の計画を進めていること

### ■助成対象経費

概略設計のための設計条件検討費、概略設計計画費など

### ■助成金 助成対象経費の3分の1（限度額200万円）

### ■助成期間 平成10年3月31日まで

☎38-2071

## 特定建築物等の耐震診断補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された多数の人が利用する民間の特定建築物等について、所有者が耐震診断および予備調査を実施するとき、その費用の一部を補助します。

### ■対象

市内に存する補助対象建築物の所有者  
（区分所有建物の場合は管理組合等の団体）

### ■補助対象経費 耐震診断および予備調査に要する経費

### ■補助対象建築物・経費の限度額および補助率

- 用途（規模・1棟あたりの補助対象経費の限度額）→補助率
- 学校・店舗・事務所・ホテル・賃貸住宅（共同住宅に限る）・銀行・美術館・工場等（3階以上かつ延床面積が1000㎡以上のもの・100万円）→2分の1
  - 病院・診療所・老人ホーム・保育所等（延床面積が300㎡を超えるものまたは地階もしくは3階以上の床面積が100㎡を超えるもの・100万円）→3分の2
  - 地域防災計画に位置づけられた避難施設（100万円）→3分の2
  - 木造賃貸住宅（長屋・共同住宅に限る・21万円）→3分の2
- ※予備調査のみを実施する場合、限度額は1棟あたり3万円  
※補助金の1000円未満は切り捨て

### ■補助期限 平成13年3月31日（木造賃貸住宅は平成11年3月31日）まで

## 特定建築物の耐震診断

## 宅地二次災害防止対策

問い合わせ  
開発指導課

## 芦屋市被災宅地二次災害防止対策事業助成制度

被災宅地の所有者等が、二次災害の危険性がある被災宅地擁壁等にかかる危険物除去および応急復旧工事を実施する際、その費用の一部を助成します。

### ■対象 次の①～③の条件をすべて満たすこと

（法人および営利を目的とする者を除く）

- ①急傾斜地等について県知事から勧告または改善命令等を受けているかた
- ②被災度が大きくそのまま放置すると二次災害が発生する恐れが大きい被災宅地
- ③年齢が70歳以上で、返済能力のある法定相続人（直系尊属および同居の子）がいないなど住宅金融公庫の融資が受けられないかた

### ■助成対象工事（応急復旧工事）

二次災害防止のため崩壊擁壁等の除却または安定法面の設置工事およびそれに伴う排水工事（工事に着手していないこと）

### ■助成額

助成対象工事に要した費用の4分の1（限度額75万円）

その他にも（財）阪神・淡路大震災復興基金の補助制度があります

### ■助成期限 平成9年3月31日まで

## 従前居住者用住宅（大原町住宅）入居者募集

- ◆募集期間 1月20日（月）～2月5日（水）  
\*申込案内書は1月17日（金）から都市整備課（仮設庁舎）で配布します

- ◆入居予定 平成9年3月末
- ◆住宅名称 大原町住宅（ラ・モール芦屋内）
- ◆募集戸数 38戸
- ◆構造 SRC造12階建
- ◆間取り 2DK（59.24㎡）～4LDK（90.8㎡）
- ◆家賃 85,500円～163,900円  
（間取り、収入により異なります）
- ◆共益費 実費負担（約3,000円程度）
- ◆申込資格

- ・住宅市街地総合整備事業区域内（右表参照）に、平成7年1月17日現在住民登録または外国人登録していたかたで、現在住宅に困窮しているかた
- ・自己の居住していた住宅が全・半壊（焼）し、現に住宅を失ったことを証明できるかた
- ・2人以上の世帯で家族構成が夫婦または親子を主体としたものであること

- ・入居しようとする世帯全員の収入合計（月額）が19万円以上58万2000円以下のかた
- ・連帯保証人（入居者と同等以上の収入のあるかた）が必要
- ・その他詳しくは申込案内書をご覧ください

住宅市街地総合整備事業区域一覧表

町名	該当街区番号
清水町	全街区
前田町	全街区
津知町	全街区
川西町	4番、5番、7番、8番街区
公光町	1番～4番、7番～10番街区
大榎町	全街区
茶屋之町	全街区
宮塚町	1番、5番、6番、13番～15番街区
上宮川町	1番、2番街区
業平町	全街区

問い合わせ 都市整備課 ☎38-4582

## 阪神間都市計画（山手緑地）変更案の縦覧

「阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）山手緑地」の変更案（芦屋市決定）について次のとおり縦覧します。

### 縦覧期間

1月17日（金）から1月30日（木）まで。

ただし、執務時間中

### 縦覧場所

都市計画課（精道町7-6）  
市役所北館3階

### その他

市民および利害関係人で、この案についてご意見のあるかたは縦覧期間満了の日までに芦屋市長あて意見書を出すことができます。

問い合わせ  
都市計画課 ☎38-2073